

# いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及び ダンスDVD作製業務委託仕様書

## 1 業務名

いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及びダンスDVD作製業務

## 2 業務の目的

平成34（2022）年に栃木県で開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下、「国体」という。）のイメージソングとダンスを普及するため、公募で決定したイメージソングの各種バージョンへの編曲及びCD作製とダンス練習用DVDを作製する。

## 3 業務の内容

国体のイメージソング及び今後制作するダンスについて、次の業務を行う。

### (1) イメージソングの編曲

イメージソングの原曲をもとに、ア～エの4つのバージョンを制作すること。

なお、4つのバージョンの総小節数、構成、調は全て統一すること。

#### ア ノーマルバージョン

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、幅広い層が親しむことができる基本的なバージョンとすること。

また、イメージソングに合わせ、以下(ア)～(ウ)の3つのバージョンのダンスを制作することから、振付が可能で幅広い年齢層に対応したテンポやリズムとすること。

(ア) 小学校高学年から中・高校生、ダンス経験者までが十分に楽しめる「スタンダードバージョン」

(イ) 幼稚園児や保育園児、小学校低学年が簡単にダンスを楽しめる「イージーバージョン」

(ウ) 身体障害者や高齢者等が座って楽しめる「シットイングバージョン」

#### イ 吹奏楽バージョン

構成は全日本吹奏楽コンクール課題曲の編成に準ずることとし、打楽器は3名～4名程度で演奏できるようにすること。

#### ウ 合唱バージョン

同声三部合唱及び混声四部合唱用。なお、伴奏はピアノとすること。

#### エ BGM

アをBGMとして使いやすいようにインストゥルメンタル版としてアレンジしたもの。

### (2) 歌唱者及び演奏者の候補者選定等

国体の雰囲気合った歌唱者及び演奏者を選定し、歌唱及び演奏を依頼のうえ、了承を得て、レコーディングを行うこと。

歌唱者及び演奏者は栃木県ゆかりの者であることが望ましい。

### (3) CD作製

#### ア 原盤の作製

プレスマスター用CD（CDをプレスする元となる原盤）を作製すること。

1枚のCDに収録する内容は以下のとおり。

(ア) ノーマルバージョン（歌入り）

(イ) ノーマルバージョン（歌なし<カラオケ>）

(ウ) 吹奏楽バージョン

(エ) 合唱バージョン（歌入り）

(オ) 合唱バージョン（ピアノ伴奏のみ）

(カ) BGMバージョン

イ 配付用CDの作製

アの原盤を元に、配付用CDを作製すること。  
なお、レーベルはオフセット印刷（4c+白）とする。

(4) 楽譜の作成及び印刷

(1)で編曲した各バージョンの楽譜を浄書・印刷すること

ア メロディ譜

ノーマルバージョンのメロディに歌詞（ひらがな）を記したもの

イ 合唱譜

同声三部合唱及び混声四部合唱にピアノ伴奏を記載したものを各1部ずつ

ウ 吹奏楽譜

フルスコア及び各パート譜を1部ずつセットでパッケージしたものを250セット

(5) いちご一会とちぎ国体ダンスDVDの作製

ア 映像作製

第77回国民体育大会栃木県準備委員会（以下、「県準備委員会」という。）で制作する振付をもとに、次の映像を作製すること。

なお、映像の制作にあたっては、幼児や高齢者、障害者の視聴に配慮すること。

映像に出演する人物の選定及び出演依頼は、県準備委員会で行う。

(ア) 内容

- ① ダンスレッスン映像（イージー）
- ② ダンスレッスン映像（スタンダード）
- ③ ダンスレッスン映像（シッティング）
- ④ 団体でのダンス演技映像＜模範演技映像＞（イージー）
- ⑤ 団体でのダンス演技映像＜模範演技映像＞（スタンダード）
- ⑥ 団体でのダンス演技映像＜模範演技映像＞（シッティング）
- ⑦ ①に音声の字幕及び手話、副音声による映像の解説を加えたもの
- ⑧ ②に音声の字幕及び手話、副音声による映像の解説を加えたもの
- ⑨ ③に音声の字幕及び手話、副音声による映像の解説を加えたもの
- ⑩ ④に音声の字幕及び手話、副音声による映像の解説を加えたもの
- ⑪ ⑤に音声の字幕及び手話、副音声による映像の解説を加えたもの
- ⑫ ⑥に音声の字幕及び手話、副音声による映像の解説を加えたもの

(イ) 映像作製上の留意事項

レッスン映像はスタジオ収録を基本とし、練習（振付の習得）に適したシンプルな画面構成（固定撮影・背景は壁等）とすること。

なお、振付解説用のテロップをつけることとし、一画面に正面や背面など振付がわかりやすい画面構成を工夫すること。

団体でのダンス映像は、模範演技とするため、全体が把握できるように画面構成を工夫すること。

映像画面の縦横比率については9:16とすること。

イ オーサリング

(ア) メニュー画面を作成すること。なお、背景には工夫を凝らすこと。

(イ) (5)ア(ア)の①から⑫までの項目をメニューから選べるようにすること。

ウ 原盤作製

プレスマスター用DVD（DVDをプレスする元となる原盤）を作製すること。

エ 配付用DVDの作製

ウの原盤を元に、配付用のDVDを作製すること。

なお、レーベルはオフセット印刷（4c+白）とする。

オ 振付解説書の作成

(5)ア(ア)のレッスン映像をもとに、画像を使用した振付解説書を作成すること。

解説書については、配付用DVDのケース内に収納できるよう工夫すること。

また、規格等は(6)イ(ア)を参照すること。

(6) 配付用CD及びDVDのパッケージ作成

イメージソングCDとダンスDVDを2枚組とし、下記アによるケースに、イ～エのジャケット等及び印刷物を作成しケース内に封入すること。

なお、国体愛称の規定書体及び国体マスコットの記載にあたっては、データ(ai形式)を県準備委員会が提供する。

ア ケース

- ・ジュエルケース10mm(2枚収納)
- ・キャラメル包装

イ ジャケット等

(ア) フロントジャケット

4P/二つ折り、コート紙135kg(外側4c/内側1c)

(イ) バックインレイ

コート紙135kg(外側4c/内側0c)

ウ メロディ譜付き歌詞カード

コート紙110kg(表面1c/裏面0c)、

- ・四つ折りにして、ケース内側に収納する。

エ 振付解説書

コート紙70～90kg程度(外側1c/内側1c) ※ケース内収納時の厚みを検討すること

- ・振付解説書は、ケース内に折り込み、ケース内側に収納する。

(7) その他

本業務にかかる経費は、受託者の負担で対応するものとし、業務に必要なすべての作業及び経費、編曲者・歌唱者への依頼のための出張、レコーディングや収録等のためのスタジオ、施設の手配などについては、受託者が負担することとなる点に留意すること。

4 成果品及び作製数

本業務における成果品及び作製数は次のとおりとする。

(1) イメージソング

ア 原盤CD 2枚

イ 配付用CD 2,000枚

ウ メロディ譜付き歌詞カード 2,000枚(ケースに収納)

エ 吹奏楽譜 250セット

オ 次のものを格納したCD-R 1枚

(ア) CDジャケット・レーベルのデザインのaiデータとPDFデータ

(イ) 歌詞カードのPDFデータ

(ウ) 3(4)の楽譜のPDFデータ

(エ) CD収録各バージョンのwavデータ

(2) ダンス

ア 原盤DVD 2枚

イ 配付用DVD 2,000枚

ウ 振付解説書 2,000枚(ケースに収納)

エ ホームページ掲載用動画CD-R 1枚

※ 動画投稿サイト(YouTube等)にアップできる形式

オ 振付解説書PDFデータCD-R 1枚

※ 4(1)イ・ウと4(2)イ・ウについては同封のうえ、2枚組ジュエルケースに収納

5 納品期限

第一次納品 平成30(2018)年9月28日(金)

3(1)アのノーマルバージョンの仮編曲音源提出

・納品以後に総小節数及び構成を変更しないこと。

第二次納品 ※平成30（2018）年11月9日（金）  
3（1）イ・ウの吹奏楽・合唱の楽譜1セット

第三次納品 平成30（2018）年12月14日（金）  
3（1）アのノーマルバージョンの完成版音源提出

最終納品 平成31（2019）年3月15日（金）

※事前に県準備委員会事務局の確認を受け、修正が必要であれば対応したうえで、納品を行うものとする。

## 6 納品場所

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

第77回国民体育大会栃木県準備委員会事務局

（栃木県総合政策部国体準備室内 県庁舎北別館3階）

## 7 その他

- （1） 企画提案書等の作成に必要な費用については、各提案者の負担とする。
- （2） 提出のあった企画提案書等の資料は返還しない。
- （3） 成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）、商標権、その他一切の権利は、栃木県または県準備委員会に帰属するものとする。また、提案者は、作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- （4） 作品に関して、提案者以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて提案者の責任とする。
- （5） 企画提案書等に記載された個人情報については、当該公募型プロポーザルの目的以外の目的で使用しない。
- （6） 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県準備委員会事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （7） 委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはいけない。